第八号中(470)を(475)とし、(276)から(469)までを(281)から(474)までとし、(275)を(279)とし、その次に次のように加える。

(280)　グラゾプレビル

第八号中(274)を(278)とし、(248)から(273)までを(252)から(277)までとし、(247)を(250)とし、その次に次のように加える。

(251)　カルテオロール塩酸塩・ラタノプロスト

第八号中(246)を(249)とし、(245)を(248)とし、(244)を(247)とし、(243)を(245)とし、その次に次のように加える。

(246)　カルグルミン酸

第八号中(242)を(244)とし、(190)から(241)までを(192)から(243)までとし、(189)を(190)とし、その次に次のように加える。

(191)　エルバスビル

第八号中(188)を(189)とし、(89)から(187)までを(90)から(188)までとし、(88)の次に次のように加える。

(89)　アログリプチン安息香酸塩・メトホルミン塩酸塩

○厚生労働省告示第三百五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1の1中(230)を(235)とし、(205)から(229)までを(210)から(234)までとし、(204)を(208)とし、その次に次のように加える。

(209)　ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(203)を(207)とし、(109)から(202)までを(113)から(206)までとし、(108)を(111)とし、その次に次のように加える。

(112)　コリオゴナドトロピン　アルファ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(107)を(110)とし、(45)から(106)までを(48)から(109)までとし、(44)を(46)とし、その次に次のように加える。

(47)　エロツズマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(43)を(45)とし、(15)から(42)までを(17)から(44)までとし、(14)を(15)とし、その次に次のように加える。

(16)　イダルシズマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)の次に次のように加える。

(11)　アルプトレペノナコグ　アルファ（遺伝子組換え）

○農林水産省告示第千八百四十八号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十八年九月二十八日　農林水産大臣　山本　有二

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Dianthus caryophyllus L.	BRESB13588	Breier Haim Ilan Bnei Zion 60910, Israel	第28837号 平成28年8月15日
Petunia Juss.	TX684	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第29561号 平成28年8月3日
Petunia Juss.	ミヨベCT450-1	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山2－1－8	第30029号 平成28年8月9日
Zantedeschia Spreng.	ディバ　マリア	ゴールデンステートバルブ　グローワーズ社 1260　ハイウェイ1　モスランディング　カリフォルニア　アメリカ合衆国	第19171号 平成28年8月1日

○農林水産省告示第千八百四十九号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十八年九月二十八日　農林水産大臣　山本　有二

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五六、〇七〇円

適用期間　平成二十八年十月一日から十二月三十一日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十八年十月一日から十二月三十一日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一九、九二三円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、八八三円）

適用期間　平成二十八年十月一日から十二月三十一日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二〇、八二〇円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、九五〇円）

適用期間　平成二十八年十月一日から十二月三十一日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五三、二九〇円

適用期間　平成二十八年十月一日から十二月三十一日まで

○農林水産省告示第千八百五十号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十九年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十八年九月二十八日　農林水産大臣　山本　有二